

(様式63)

特定身体障害者の任免状況調査結果連絡書

機関名 高知県警察本部

令和4年6月1日

① 特定職種の職員の総数	② 特定身体障害者数	③ 実 雇 用 率 (②/①×100)
0人	0人	0%

(記載注意)

- (1) 「機関」の概念は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定するとおりのものとする。
- (2) 「①特定職種の職員の総数」欄は、任用形式のいかんを問わず、事実上常時勤務する特定職種（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいう。）の全職員の数を記載すること。
- (3) 「②特定身体障害者数」欄は、①欄のうち矯正視力で（眼鏡をかけられる者は最も妥当な眼鏡をかけて）両眼の視力の和が0.08以下の視力障害者（身体障害者程度等級表の1～3級の者）の数を記載すること。
- (4) 「③実雇用率」欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。